

平成24年7月10日

農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）

林野庁

経営課長 殿

照会者名

代理人名 行政書士 今 英樹

下記について、照会します。

調査に不可欠であるため宜しく願いいたします。なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会対象法令名及び条項

森林組合法 第114条1号

2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為（必要ならば資料の添付ができます）

別紙「森林組合法照会及び見解」に記載のとおり

3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及びその根拠

別紙「森林組合法照会及び見解」に記載のとおり

4 照会者名公表の同意

照会者名の公表に 同意します / 同意しません

~~5 公表の延期の希望（公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。）~~

~~(1) 理由 (2) 公表希望時期~~

6 連絡先

林野庁
経営課長 殿

照会者代理人
行政書士 今 英樹

森林組合法照会及び見解

この文書は、平成 24 年 7 月 10 日農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）の別紙として作成されたものであり、照会者が将来自ら会社役員又は別途自ら設立する森林組合の役員として行うことが可能であるか否かを調査している事業活動に係る具体的行為に関して、森林組合として行う場合の当該具体的行為が森林組合法第 114 条 1 号の適用対象となるかどうか、当該規定に基づく不利益処分の適用の可能性があるかどうか等の問い合わせにあたり、代理人の見解及びその根拠等を提示するものです。

当該規定の対象及び適用の可能性の判断は、森林組合の事業範囲の理解が前提となるものであるところ、森林組合の事業を列挙する森林組合法の規定は必ずしも照会に適する程度に具体的行為を列挙するものではないため、照会に係る具体的行為に該当する余地があると思われる各根拠規定について、その解釈を検討することが不可欠となります。

このため、同法 114 条 1 号に関する当該照会は、自ずと事業範囲を定める同法 9 条（他の規定がある場合はその規定を含む複数の規定）に関する解釈の照会としての機能をも含み得るものとなっております。

一方で、照会制度の対象に同法 9 条等が含まれない等により同法 114 条以外に関する部分の当該制度における回答が困難である場合、照会に係る具体的行為との関係で端的に同法 114 条 1 号の適用可能性等のご回答をお願いし得るのに過ぎませんが、照会の方法に従い、「見解及びその結論を導き出す根拠」を提示する必要から、その見解の根拠として同法 9 条部分等に関する見解をも内容とせざるを得ず、照会内容としては相当の分量となることが避けられなかったものです。そこで、趣旨が不鮮明あるいは煩雑なものとなっている心配もありますので、念のため、前段において見解の体系に従った要旨を置き、同様の体系に従ってその後ろに具体的な内容（本文）を置いております。それぞれの「見解」と「検討」は、照会のための「見解」と「根拠」に相当します。

なお、照会において明示した行為の具体化の程度が（ご回答いただく前提としては）なお一定の抽象性を免れない場合、そのご回答の断定性にも一定の限界があり得ると考えております。したがって、照会に係る具体的行為には、あくま

でもその掲げた以外の条件はないという前提で極力端的に、かつ、踏み込んでご回答いただければと考えております。

目次

森林組合法照会及び見解（要旨）	5
I. 法 114 条 1 号適用可能性に関する見解	5
II. 法 114 条 1 号適用可能性の前提に関する検討	6
前提 1 事業範囲に関する抽象的な検討	6
前提 2 事業範囲に関する具体的な検討	6
1. 苗木果実販売等事業	6
9 条 2 項 9 号	6
9 条 2 項 3 号	8
9 条 2 項 5 号	9
9 条 2 項 13 号	9
2. マンションの賃貸	9
9 条 2 項 5 号	9
9 条 2 項 13 号	10
森林組合法照会及び見解（本文）	11
I. 法 114 条 1 号適用可能性に関する見解	11
II. 法 114 条 1 号適用可能性の前提に関する検討	11
前提 1 事業範囲に関する抽象的な検討	11
事業範囲検討の前提となる原理的限界の検討	11
参照条文	12
森林組合法で定める事業範囲以外の事業の可否	13
平成 9 年法改正（事業範囲の拡大）に関する理解	14
前提 2 事業範囲に関する具体的な検討	16
疑義のある事業（二事業）	16
1. 苗木果実販売等事業	18
9 条 2 項 9 号	19
9 条 2 項 3 号	26
9 条 2 項 5 号	27
9 条 2 項 13 号	28
2. マンションの賃貸	29
9 条 2 項 5 号	29
9 条 2 項 13 号	31
福利厚生事業の検討	31
准組合員資格の検討	33

1. 物資・役務要件への該当性	35
2. 不動産賃貸が”そもそも”組合の事業であったか	39
3. 入会当時に継続して受けていたと言えるか、入会当時において組合の事業であったか	40
准組合員資格運用に関する補足	41
マンション賃貸についての補足	45

（注）文中で引用する法律名及び条文番号は適宜次の例のように表記している

例

（法律名）森林組合法、同法

（条文番号）森林組合法第 9 条 2 項 1 号、同法第 9 条、同法 § 9[2](1)、同条同
項 1 号、1 号

森林組合法照会及び見解（要旨）

I. 法 114 条 1 号適用可能性に関する見解

以下の前提 1 及び前提 2 より、次に掲げる態様で行われる場合の二事業は、「組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき」に、形式的にも実質的にも該当する。

法 114 条 1 項適用の前提問題である法定の事業範囲内に属するか否かの検討にかかる、当該各事業（1. 及び 2. の二事業）の態様

1. 苗木果実販売等事業（A または B の態様）

A. (1) から (3) のすべてを満たしている

- (1) 森林組合が苗木を生産し、当該苗木から果実を収穫し、当該林産物を販売する
- (2) 森林組合が (1) の林産物のうち果実を加工して販売する
- (3) これらの生産活動において、特に組合員の労働力を利用することがない

B. (1) から (3) のすべてを満たしている

- (1) 森林組合が苗木を生産し、当該苗木から果実を収穫し、当該林産物を販売する
- (2) 森林組合が (1) の林産物のうち果実を加工して販売する
- (3) これらの生産活動において、用地の草むしり等に関してごく一部の組合員の労働力をごく一時的に利用することがある

2. マンション事業 (1) から (9) のすべてを満たしている

- (1) 市街地の事務所を移転した後の空地を利用して複合マンション（住宅・事務所/店舗：室数 20 超）を建設する
- (2) 当該マンションの 1 階部分を事務所・店舗用、2 階以上の部分を住居用（一部は事務所用となることもある）として賃貸する
- (3) 当初、広く一般に不動産業者を通じて借主を募集して運用する

- (4) その後、入居者を准組合員（§27[1](5)）として勧誘し、一口(1,000 円未満など)の出資を受けて、これをもって組合員の共同利用施設又は福利厚生事業とする
- (5) 法 27 条 1 項を受けた定款の准組合員資格規定には、物資供給・役務提供のほかに「施設の利用を継続して受けるもの」を追加する
- (6) 福利厚生事業として位置づけ易いように、入居関係は不動産賃貸契約書を作成するのではなく、入居申込書のみ作成する
- (7) 権利金あるいは敷金や共益費は徴収する
- (8) 権利金・敷金・共益費・賃料などはそれぞれの入居者別に定められ、その後変更される入居者も変更されない入居者もある
- (9) 入居関係は当初 2 年程度の一定期間とし、その後は黙示に更新される

Ⅱ. 法 114 条 1 号適用可能性の前提に関する検討

前提 1 事業範囲に関する抽象的な検討

森林組合法全体にわたる原理的な制約、森林組合法 § 1、§ 4、§ 31[1]本文、§ 72、§ 73、§ 114 など及び事業範囲に関する改正趣旨等を総合的に考慮する必要がある。

前提 2 事業範囲に関する具体的な検討

各懸案事業が各規定に該当するか否かについて、私見として各規定ごとに結論を示し、次いでその検討過程を示すこととする。

1. 苗木果实販売等事業

以降の検討結果から、当該苗木果实販売等事業は森林組合法に定める事業には当たらない。

9 条 2 項 9 号

以下の 1.～5. の各点から検討して、当該苗木果实販売等事業は 9 号の事業には当たらない。

1. 林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む）

- ・ 当該苗木果実販売等事業における苗木果実は 9 号に定める林産物に当たる

2. 販売事業の可否

- ・ 9 号は、条文上「販売」事業について規定していない
- ・ 9 号によって生産・加工したものの販売事業の根拠は森林組合法上見当たらない
- ・ 9 号を根拠とする（対外的な）販売事業を行うことはできない

したがって、当該苗木果実販売等事業が販売事業を行うものである以上、9 号の事業に当たらない。

3. 組合員の労働力を利用して行う

- ・ 9 号に定める「組合員の労働力を利用して」と言えるためには、その事業計画等で意図された事業規模に見合うだけの労働力の数と投下量の相当部分が組合員によってまかなわれていることを要する

したがって、当該苗木果実販売等事業が「組合員の労働力を利用して」いないと評価せざるを得ない以上、当該事業に当たらない。

4. 過去の法改正との関係で想起される 9 号の事業像

以下のとおり、9 号はその形式面及び実質面の両面から、販売事業を想定するものではない。

したがって、当該苗木果実販売等事業が販売事業を行うものである以上、9 号の事業に当たらない。

平成 9 年改正との関係から

- ・ 9 号は、条文上「販売」事業について規定していない
- ・ 9 号は、財政面における経営基盤の充実強化との関係が薄い
- ・ 9 号は、生産・加工事業のみを可能とするものであり、販売事業を前提とす

るものではない

- ・ 9 号は、組合内部で労働・生産・加工し、組合内部で消費する事業を想定している
- ・ 9 号は、3 号の事業が対外的な市場との接続性をも想定しているのに対して、対内的な 市場の形成を想定することで、事業範囲内部における均衡あるいは役割分担を担っている

昭和 62 年改正との関係から

- ・ 9 号は、「“組合員の”就業の場を確保する」ために「組合員の労働力を利用」することを当該事業の要件としている
- ・ 9 号は、当該改正によって対象物の拡大は行われたが、あらたに販売事業として位置付ける旨の文言の追加あるいは明確な趣旨説明はない

5. 法人構成員としての法人制度の選択可能性との関係で想起される 9 号の事業像

- ・ 9 号の事業として、組合員の労働力を利用しさえすれば、森林組合として生産から販売まで一貫して行うことができるとすると、非営利法人一般がその構成員を雇用して収益事業を行えば良いものとなり、森林組合としての制度上の個性は著しく希釈される。また、賃金や請負代金等を通じて、事実上営利事業と大差のない状態となる

したがって、9 号は森林組合が生産から販売まで一貫して事業として行うことを想定する規定でなく、当該苗木果実販売等事業が、森林組合が生産から販売まで一貫して行おうとするものである以上、9 号の事業に当たらない。

9 条 2 項 3 号

- ・ 3 号は、生産から販売までの一連の過程の全部又は一部を組合員と組合で分担する仕組みを一つの事業として構成するものである。また、生産は組合員が担当することを必須とする

したがって、苗木果実販売等事業が、その生産主体を森林組合として行うものである以上、およそ 3 号の事業には当たらない。

9 条 2 項 5 号

- ・ 5 号は、組合員のための林業支援、事業支援、生活支援として共同利用施設設置を事業として行うことを可能とするものである（林業支援については、種苗採取等の行為そのものを事業として行うことを可能とするものであるとの解釈の余地もある）
- ・ 苗木果実販売等事業は、森林組合が生産及び（消費者向けに）販売主体となって行うものであるから、“組合員の”林業・事業・生活の各支援には当たらない
- ・ 苗木果実販売等事業に供される苗畑については、抽象的には共同利用施設たり得るが、苗木果実販売等事業が“組合員の”林業・事業・生活の各支援のために行うものではない以上、当該事業にかかる具体的な苗畑もまた、森林組合の資産の一つであるという意味を除いては、“組合員の”林業・事業・生活に必要な共同利用施設とは言えない

したがって、苗木果実販売等事業は 5 号の事業に当たらない。

9 条 2 項 13 号

- ・ 苗木果実販売等事業を通じて組合員に就業機会あるいは労働機会を確保すること自体をもって福利厚生に当たるとすることはできない
- ・ 組合員の労働力利用と無関係に、苗木果実販売等事業をもって一般的に福利厚生に当たるとすることもできない

したがって、苗木果実販売等事業は 13 号の事業には当たらない。

2. マンションの賃貸

以降の検討結果から、当該マンション賃貸は森林組合法に定める事業には当たらない。

9 条 2 項 5 号

- ・ 組合員を居住させる賃貸マンションは、それが居住用である以上、「生活に必要な施設」と言える
- ・ 各専有部分がそれぞれにごく一般的な借家契約期間を定めた賃貸契約に基づいて賃貸されている一棟のマンションは、「組合員の共同利用施設」とは

言えない

したがって、当該マンション賃貸は、5 号の事業に当たらない。

9 条 2 項 13 号

- ・ 当該マンション賃貸は、その性質においてそもそも（組合員に対する）福利厚生とは言えない
- ・ 賃貸物件として運用中のマンションの入居者を、所定の出資をさせるなどによって、単に外見的な手続上において准組合員（法 § 27[1](5)）としての取り扱いをすることとしても、当該マンション賃貸がそもそも森林組合法上の事業であってそのマンション又は専有部分をもって供給される物資と、又は賃貸自体をもって提供される役務とし、これらを継続して受ける手段として入居が位置づけられるものでない限り、その入居関係をもって准組合員としての当該資格に該当することはなく、入居者であるものが准組合員でさえない場合は、そもそもそのマンション賃貸自体が組合員の福利厚生であると言い得ない。マンション賃貸が組合員の福利厚生となるためには入居者が（准）組合員である必要がある一方、入居者が准組合員資格を有するためには、そもそもマンション賃貸が福利厚生事業その他の森林組合法上の事業であることを要する以上、どちらの条件も満たすことができない
- ・ マンションは物資に当たらず、マンション賃貸は役務に当たらない
- ・ 当該マンション賃貸は（5 号について検討のとおり）そもそも組合員の共同利用施設に当たらず、（上述のとおり）組合員の福利厚生にも当たらず、他にこれを森林組合法上の事業とし得る規定がないから組合の事業でない

したがって、当該マンション賃貸は、その性質においても、准組合員資格との関係においても、13 号の事業に当たらない。

以上

森林組合法照会及び見解（本文）

I. 法 114 条 1 号適用可能性に関する見解

以下の前提 1 及び前提 2 より、前提 2 に掲げる態様で行われる場合の二事業は、「組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき」に、形式的にも実質的にも該当する。

II. 法 114 条 1 号適用可能性の前提に関する検討

前提 1 事業範囲に関する抽象的な検討

事業範囲検討の前提となる原理的限界の検討

森林組合は、営利を目的とした事業を行うことができず、出資持分の大きさにとらわれない一人一議決権の各組合員による対等かつ共同の組織を法人化して、「その行う事業によって、その“組合員のために直接の奉仕をすること”を旨とす」とされている（§4、§31[1]本文）。

森林組合制度のこうした前提の最重要性は、行政庁の解散命令権及びその（違反状態に対する一定の監督作用の不奏功を条件としない）規定のあり方からも知ることができる（§114(1)）。

森林組合法 114 条 1 号は、法定の範囲外の事業を「行ったとき」は、一定の行政指導等の効果がなかったことや措置命令等への違反があったという事実を待たずに、法定の効果として直ちに解散命令権が発生するものとして定めている（cf. §114(2)(3)）。これは、1 条はもちろん、4 条や 31 条からもますます明らかのように、このような解散命令権の前提には、森林組合及びその事業が端的にその「森林組合の組合員」たる（客観的な）利益を中心として構成され、その持分権にかかる組合資産が株式会社の営利事業に相当するようリスクにかかって減少し、あるいは、失われるといったことのないように組合員の私益の総体に対する後見的な観点から厳しく取り締まることに対する要請があり、それを具体的に作用させるために、法定外の事業を行うことがそのようリスクのメルクマールとして位置付けられる結果、これが解散命令事由の一つとして非常に明確に列挙されることになっているものと考えられる。

なお、他に組合員の利益が同法上最大の価値であることを端的に示す規定としては 72 条及び 73 条がある。

参照条文

§ 1、§ 4、§ 31[1]本文、§ 72、§ 73、§ 114

（目的）

第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。

（事業の目的）

第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。）は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

（議決権及び選挙権）

第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

（行政庁による解散命令）

第百十四条 行政庁は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる。

- 一 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
- 三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

（財務基準）

第七十二条 第二十条から第二十二条まで及び第六十七条の二から前条までに定めるもののほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

（組合の持分取得の禁止）

第七十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

森林組合法で定める事業範囲以外の事業の可否

森林組合は森林組合法で定める事業範囲以外の事業（以下、「法定外事業」等ということがある）を営むことができるかについて検討する。

森林組合は法人であるので、法人一般としてなし得る事業であれば広くなり得ると考える余地がある。しかし、森林組合法は 9 条 1 項及び 2 項において、それぞれにいわゆる必須事業と任意（選択）事業を列挙しており、法律の規定外の事業を行うと行政庁において「直ちに」解散命令権を発生させているから、任意事業（§9[2]）を例示列挙に過ぎないと考えることには無理がある。法律の規定外の事業を行ったことによって解散命令権が発生し、これが現実には一定の監督作用を営むためには、前提となる森林組合における事業範囲の明確性が必要であると考えられ、また、森林組合法 114 条 1 号にいう「法律」が広く法人一般における事業に関する「法解釈」を指す場合は、およそ「営利事業を禁止」する以外の制約がないことと同じこととなり（その場合、法人形式としては森林組合法の目的と同趣旨の事項を目的として掲げる、森林組合法上であれば組合員となるべきその構成員となるものの利益を前提として合意した非営利法人でさえあれば良いこととなって、ことさら森林組合制度による法人である必要性が極めて低くなってしまうと思われる。）、同法の形式としても任意事業を列挙する必要性がないからである。また、平成 9 年の森林組合法改正の眼目の一つは事業範囲の拡大であったが、こうした拡大の必要性自体、森林組合に与えられた事業範囲はそもそも同法上の事業に限られるとの認識が前提となっているものと考えられる。

したがって、法 114 条 1 号にいう「法律」とは、森林組合法に定める事業及び特別法の規定を言うものと考えられ、適用可能な特別法がない限り、森林組合法に定める事業を指すものと考えられる。このため、特別法がない限り、森林組合は、森林組合法に定める事業のうち、必須事業のいずれかを行わなければならない、必須事業の全部を行うことができ、それ以外では、任意事業の全部又は一部のみ行うことができる法人組織であると考えられる。

平成 9 年法改正（事業範囲の拡大）に関する理解

森林組合の森林組合法上の事業範囲は、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案によって平成 9 年に拡大されたとされている。改正の背景等については、以下、第 140 回国会農林水産委員会 3 号平成 9 年 2 月 26 日議事録から引用する。

---ここから---

森林所有者の協同組織である森林組合は、零細で小規模な我が国森林所有構造の中で、地域林業の中核的な担い手として、森林の整備、山村地域の活性化等に寄与してきたところであります。

一方、国産材価格の低迷、林業経営コストの増加、林業就業者の減少、高齢化等、林業をめぐる状況は大変厳しいものがあり、かかる難局を打開していくためには、地域林業の中核的な担い手である森林組合が、その事業活動を通じて、森林の流域管理システムを有効に機能させていく必要があります。

しかしながら、森林組合の多くは規模が零細で、厳しい経営状況に直面しており、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図ることが森林組合の健全な発展を図るため急務となっております。このような状況を踏まえ、森林組合の経営基盤の強化を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、組合の組合員に対するサービスをより充実するため、組合が行う加工販売事業及び共同利用施設事業の対象を森林・林業関係から組合員の事業、生活一般に拡大することとしております。

第二に、組合の施設を有効に利用して森林整備を促進するため、行政庁の指定した組合について森林の整備に係る事業の員外利用割合を引き上げることとしております。

第三に、組合の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法定化するとともに、内部牽制による的確な業務運営を確保するため、監事の監査機能の拡充等を行うこととしております。

第四に、組合の広域合併を促進するため、合併及び事業経営計画につき都道府県の認定を求めることができる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、計画内容の拡充等の措置を講ずることとしております。

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要な内容であります。

---ここまで---

この改正による事業範囲部分の改正としては、森林組合法 9 条 2 項 3 号及び 5 号がある。

大まかな理解としては、「組合の経営基盤（特に難局打開のための収益の側面における）強化の支援」のために有力な措置としては「加工販売」が期待されており、「組合の組合員に対するサービスをより充実させる」ために有力な措置としては「共同利用施設」が期待されていたのではないかと考えられそうである（もっとも、加工販売についても組合員の生産物を加工販売するという点で、組合員に対するサービスを充実させ得ることは言うまでもない — しかし、外部の市場との接続性の有無又は程度という意味で、加工販売事業の方がより財政基盤の充実に資すると考え易い）。

上に引用した委員会の説明には「多角化」の必要性というものも意識されているが、事業の多角化とはそもそも高いリスクを分散することによってリスクの顕在化を可及的に低下させるところにその経営手法の意義があり、そもそも高いリスクという選択肢が制限されている森林組合における妥当範囲は狭くならざるを得ないと思われる。森林組合が協同組合に過ぎず、組合ひいては組合員が営利事業におけるリスクを負担するという事業構造は、森林組合の協同組合たる性質と原理的に相容れないものであるため、制度としての事業範囲の拡大措置にも（実際には）限界があり、そもそも事実上拡大余地の小さいものとならざるを得なかったのではないかと推察できる。さらに近年は森林の存在意義及び機能的な重要性に基づいたその公益性を通じて、森林組合制度に一定の公益的価値が強調されつつあることを考えあわせると、なおさら森林組合と事業の多角化（すなわちハイリスク）を志向することは、現実問題としてさほど効果の期待できるものではなかったのではないかと推察できる（同改正からすでに 15 年ほど経過しているが森林組合がことさらその多角化で成功したという例は聞かないし、むしろいまだに閉そく感に見舞われているというのが業界においても共通認識と言って良いように思われる；長年、合併が推進され続けていることはまさにそのような実態との表裏であると考えられる）。実際に現在においても、営利事業者的なハイリスクな経営判断による事業選択等で多角化を図っている森林組合というものはないように思われ、法律の方で新たに（概念上は）拡大してはみたものの、その拡大したものに該当する「（ハイリスクではない多角化としての）ビジネスモデルを創りだすこと」が非常に難しいということであり、「拡大」と言っているものが、必ずしも既存の事業者一般の市場へと拡大していく方向に解放されたという効果を持つものではなく、（実質的な価値としては）森林組合法の下で取り扱うことが可能な「未知の（森林組合らしい）ビジネスモデルを模索することが新たに可能となった」という意味に過ぎないのではないかというのが、率直な感想である。この感想は、簡略だがインターネット等で確認できる実際の森林組

合の事業取り組み状況や、当該改正以降 15 年ほど経過した現在までも一貫して低迷している現状と符号するようにも思われる。

以上から、この改正部分に関する私の理解としては、「平成 9 年に大きな改正があり、森林組合の取り扱い可能な事業範囲が（抽象的・漠然とした意味では）非常に広がった」ということの「広がった」とは、ほぼ、「伝統的には存在しなかった新たなビジネスモデルを森林組合の性質と整合する範囲で創設できる限りにおいて」という前提条件が隠れている種類のものではないかと推察し、そうだとすれば、懸案事項（後述の「疑義のある事業」に列挙する事業；その各事業を懸案事業ということがある）については、9 条 2 項 3 号及び 5 号の平成 9 年改正による事業範囲拡大を前提としても、後に検討しているように、各懸案事業を森林組合の本来事業あるいは主要事業あるいは基幹事業と位置付けることは出来ず、それ以前に、森林組合法上の事業範囲に属する適法事業と位置付けること自体ができないと思われる。

前提 2 事業範囲に関する具体的な検討

疑義のある事業（二事業）

ここで問題とする森林組合の懸案事業は次の二事業である。

1. 苗木・果実の生産販売、果実加工品の製造販売（苗木果実販売等事業）
2. マンション賃貸

上記二事業の根拠となり得ると考えられる規定

上記二事業の根拠となり得る規定（9 条 2 項各号）としては、次のとおりであると考えている。なお、掲げた規定の順序は、私が妥当する可能性が相対的により高いと考えた順序である。

1. 苗木果実販売等事業につき、9 号、3 号、5 号、13 号
2. マンション賃貸事業につき、5 号、13 号

上記二事業の上記根拠規定該当性検討の前提

ただし、それぞれの事業が、森林組合法の事業範囲内の事業となり得るかという判断には、その現に行われる事業の態様を明らかにする必要がある、その態様が前提となる。したがって、ここで問題としているのは、抽象的な意味での苗木果実販売等や不動産賃貸といった行為類型自体について直ちにその抽象的な行為類型自体が事業範囲内となるかどうかを検討しようとするものではない。検討の前提となる、上記二事業における各態様は次のものを想定し、以降、各事業を表示している部分はそのような具体的な態様において行われているその事業をいうものとする。

法 114 条 1 項適用の前提問題である法定の事業範囲内に属するか否かの検討にかかる、当該各事業（1. 及び 2. の二事業）の態様

1. 苗木果実販売等事業（A または B の態様）

A. (1) から (3) のすべてを満たしている

- (1) 森林組合が苗木を生産し、当該苗木から果実を収穫し、当該林産物を販売する
- (2) 森林組合が (1) の林産物のうち果実を加工して販売する
- (3) これらの生産活動において、特に組合員の労働力を利用することがない

B. (1) から (3) のすべてを満たしている

- (1) 森林組合が苗木を生産し、当該苗木から果実を収穫し、当該林産物を販売する
- (2) 森林組合が (1) の林産物のうち果実を加工して販売する
- (3) これらの生産活動において、用地の草むしり等に関してごく一部の組合員の労働力をごく一時的に利用することがある

2. マンション事業 (1) から (9) のすべてを満たしている

- (1) 市街地の事務所を移転した後の空地を利用して複合マンション（住宅・事務所/店舗：室数 20 超）を建設する

- (2) 当該マンションの 1 階部分を事務所・店舗用、2 階以上の部分を住居用（一部は事務所用となることもある）として賃貸する
- (3) 当初、広く一般に不動産業者を通じて借主を募集して運用する
- (4) その後、入居者を准組合員（§ 27[1](5)）として勧誘し、一口(1,000 円未満など)の出資を受けて、これをもって組合員の共同利用施設又は福利厚生事業とする
- (5) 法 27 条 1 項を受けた定款の准組合員資格規定には、物資供給・役務提供のほかに「施設の利用を継続して受けるもの」を追加する
- (6) 福利厚生事業として位置づけ易いように、入居関係は不動産賃貸契約書を作成するのではなく、入居申込書のみ作成する
- (7) 権利金あるいは敷金や共益費は徴収する
- (8) 権利金・敷金・共益費・賃料などはそれぞれの入居者別に定められ、その後変更される入居者も変更されない入居者もある
- (9) 入居関係は当初 2 年程度の一定期間とし、その後は黙示に更新される

以下では、上記の各態様の事業が各規定に該当するか否かについて、各規定ごとに、まず私見としての結論を示し、次いでその検討過程を示すこととする。

1. 苗木果実販売等事業

以降の検討結果から、苗木果実販売等事業は森林組合法に定める事業には当たらないと考えられる。

以降の検討結果から、3 号の事業は、「組合員が生産した」ものを組合が加工・保管・運搬・販売などを行うことで組合員の事業を支援することになり、9 号の事業は、組合員が拠出した出資によって成り立つ組合名義の資本で原料等を取得し、これを組合員の労働力をもって生産・加工することで、その就業の場を確保し、その生産加工品を組合員が（配給を受けあるいは低廉な価格で譲り受ける等により）消化することで、組合員の利益あるいは便益とすることのできる事業であると考えられる。

ところが、当該苗木果実販売等事業においては、自ら生産を行う点において 3 号には当たらず、対外的に販売することを目的とする点において 9 号に当たらず、組合員の労働力利用が実質的に行われると言えない点からも 9 号にあたらない。5 号や 13 号も念のため検討したが、いずれも到底当たらないものと思わ

れるので、当該苗木果実販売等事業は、森林組合法上の事業として適法性を確保することができない。

9 条 2 項 9 号

〔条文〕

組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む。）に関する事業

次の 1.～5.の各点から検討して、苗木果実販売等事業（態様 A 及び B）は当該規定による事業には当たらない。

1. 林産物その他の物資の加工（食用きのこその他の林産物の生産を含む）

林産物とは、国語辞書的には山林から産出される果実類が含まれる。法令用語として特にこれを除外する趣旨は読み取れないから、林産物にはそうした果実一般を含むものと考えられる。したがって、苗木果実販売等事業は、そのような林産物を取り扱うものである。また、「生産を含む」としているから、生産を行う苗木果実販売等事業はこれらの点では条件を満たしているように思われる。

以上から、第一に、林産物の生産・加工を目的とする事業として苗木果実等の林産物の生産加工の事業を行うことは可能であると考えられる。

2. 販売事業の可否

しかし、「“販売”する事業」が該当するかという問題がある。該当する場合は良いが、該当しない場合はその生産・加工された林産物は固定資産化する等となるだけであり、固定資産化した苗木などを販売することをもって事業とすることは困難であるため、そのような成り行きを強いる規定であるとすれば本号は一見不合理に見える。しかし、少なくとも、森林組合法があえて事業を限定列挙し、その事業に「販売」が含まれる場合は販売をも掲げている規定振り（§ 9[2](3)）等を考えると、当該条項についてあえて生産・加工にとどめて販売の語を用いていないことは、販売事業を肯定するとしてもその根拠は当該条項ではないと考えるのが自然であると考えられる。そうすると、そのような規定は、各事業の附帯事業を定める 9 条 2 項 16 号のみとなるが、9 条 2 項 3 号のように、

販売を含むのであれば販売をも列挙すればよく、あえてこれを除いて、別途（そもそも 9 条 2 項の各事業を対象とする）附帯事業の中にあるものとして解釈することとされる必然性がない。したがって、本規定によって生産・加工したものの販売事業の根拠が森林組合法上見当たらないこととなる。

以上から、第二に、森林組合は、およそ本規定を根拠として（対外的な）販売事業を行うことはできないと考えられる。なお、このように考えた場合の当該 9 号の事業像については、後述 4.以降で検討する。

3. 組合員の労働力を利用して行う

次に、上述の結論にかかわらず、ここでは、苗木果実販売等事業が森林組合法上根拠づけられることについて肯定的な立場で検討するために、便宜上、9 条 2 項 9 号の規定に基づく生産・加工された林産物その他の物資を、同項 16 号に基づき、その附帯事業として販売する事業を営むこともできるものと（あるいは直接に同項 9 号の解釈上、販売事業ができるものと）前提して検討してみる。

本号を根拠とする場合の苗木果実販売等事業においては、その生産・加工について組合員の労働力を利用して行う必要があるが、森林組合事業の大原則（組合員のために直接に奉仕すべきこと）から考えて、当然、その事業計画等で意図された事業規模に見合うだけの労働力の数と投下量の相当部分が組合員によってまかなわれているのであれば、「組合員の労働力を利用して行」っているとは到底言えないものと思われる。

このため、仮にここで前提とするように、森林組合がそれらの林産物の生産・加工だけでなくその販売をもできるとしても、その生産・加工について（態様 A の場合、又は態様 B のようにいかにも形式的に一部の組合員に何らかの関与をさせる等のことがあるだけで、実質的に）「組合員の労働力を利用して行」っているわけでなければ、結局はその苗木果実販売等事業は、当該規定による事業であるということとはできないこととなる。

以上から、第三に、組合員の労働力利用の観点からも、A や B の態様で行われる苗木果実販売等事業は当該規定による事業であるということができないと考えられる。

4. 過去の法改正との関係で想起される 9 号の事業像

平成 9 年改正との関係から

平成 9 年の森林組合法改正は、事業範囲の拡大を眼目の一つとして行われたものだが、その改正対象となった規定としては 9 条 2 項 3 号及び 5 号のみであり、9 号は含まれていない。つまり、9 号はそもそも、それをもって組合の財政面における経営基盤の充実強化ということとはあまり関係のない規定であることが推測できる。

この点をさらに検討すると、当該 9 号は、林産物等の加工及び生産の事業を行うことができるとする規定だが、すでに 2. で触れたように、常識的に考えて、何らかの資本を投下して生産加工した林産物は、販売を可能とする旨の規定がない以上、そのままでは単に組合の固定資産等となってしまう。反面、固定資産等をことさら処分することは継続事業ではないから、当該規定がそのような無益なことを組合に行わせるものではないことは明らかである。そこで、当該規定に基づいて販売事業を行うことができるのかどうか問題となるが、(2. の繰り返しとなるが) 同法では、販売事業を認める場合には、9 条 2 項 3 号のように「販売」と明示しているし、また、そのようにすることが扱うことのできる事業の範囲を定める規定の役割でもある。また、9 号においてことさら販売の語を用いずにその附帯事業（16 号）として販売事業を行うことができるなどという解釈も困難であることは、16 号が前各号を対象とするとしてそもそも（販売事業を記述している）3 号自体をも含めているということからもわかる（つまり、3 号の規定中、「保管」以降の部分は 16 号の附帯事業の中で説明するものとしてしまえば済むことになる — もっとも、そのような規定としてしまうと、「附帯事業」を定める 16 号が森林組合法上で定まる事業範囲をことさら不明確とする原因になってしまうだろうことも明らかである。）。

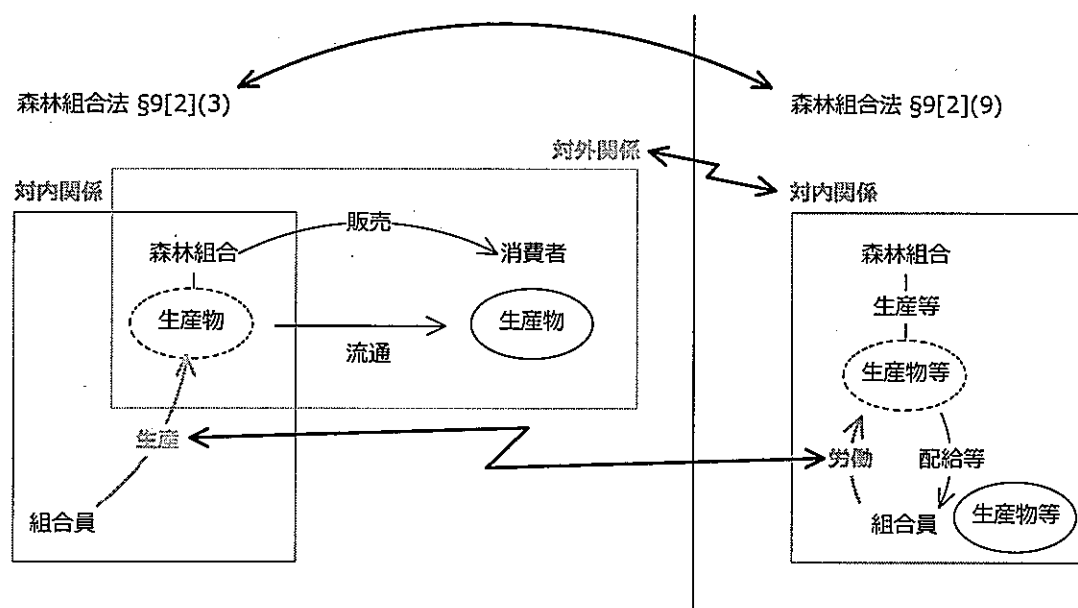
このようにして、9 号は当該規定によって生産加工された林産物等の販売事業については認められないこととなる。しかし、上述のとおり、一方では、そのような生産加工物を固定資産化するという無益なものを事業として列挙しているとも考えられない。そこで重要となってくるのが「組合員の労働力を利用」という点である。当該 9 号を、1) 組合の協同組織たる性質、2) 営利事業を目的とすることができない、3) 事業は前提問題として組合員に直接奉仕しなければならない、などの森林組合の事業に関する基本的な制約という前提条件の下で読みなおせば、当該条文は全く不自然な規定ではなくなる。

つまり、森林組合は営利を目的とした事業を行ってはならず、しかも、出資

持分の大きさにとらわれない一人一議決権の各組合員による対等かつ共同の組織を法人化して、「その行う事業によって、その“組合員のために直接の奉仕をすること”を旨とす」とされているから（§4）、そもそも森林組合が生産及び加工並びに販売という一連の事業を一手に取り扱うことができるというのは、1）組合員の共同組織という性質、2）営利を目的としないという性質、3）組合員に直接の奉仕をすることが事業の一般的な要件となっているという制度的な限界という観点のいずれから、また、当該 9 号からはもちろん、2 項 16 号に定める附帯事業としても容易に引き出し難い理解である。そこで、「組合員の労働力を利用して行う」という条件が付されているのは、その生産物又は加工物を組合員相互の利益のために使う、典型的には、組合員が低廉な価格でそれらの林産物等を購入できるとか、無料で受けることができるといったこと（組合内部による消化）が想定されている規定であると考えるのが最も制度趣旨と整合的であると思われる（これによれば、組合資産したがって組合員（の持分価値）に営利事業的なリスクを負担せず、一方、その事業が組合員に直接に奉仕すると思われるからである）。

このように、9 号は、森林組合を通じて組合員が労働力を投じ（必ずしも組合員全員である必要がないということとは言うまでもない）、それによって生産加工された林産物等を組合から組合員へ配給あるいは低廉な価格で販売を行うという、（当然のことだが）組合員（が受ける利益・便益）を中心とした事業の仕組みを規定したものであると考えることができる。

したがって、共同利用施設の設置（9 条 2 項 5 号）とは異なり、生産加工した林産物について組合員に配給等を行うことを想定するものであるため、そもそも組合の財政基盤を充実させる作用というものは担いにくい仕組みであり、共に組合員に対するサービスを行うものでありながら、その収益事業足り得るか、あるいは、そうあり得る程度について共同利用施設の設置事業とは質の異なる規定となっているものと考えられる。このことは、平成 9 年の事業範囲拡大を一つの目的とした改正においても、9 号が改正の対象とはされなかったことから理解することができる。また、3 号の事業で、森林組合による販売事業が位置づけられる一方、その販売対象物を「組合員の生産」物に限定していることと、当該 9 号の事業で、森林組合による販売を規定しない一方、その生産加工に「組合員の労働」力利用を必須とすることが、森林組合制度趣旨の下で均衡（あるいは役割分担）するように思われ、9 号の事業において組合財政に積極的に貢献する関係性（あるいは事業拡大の財政基盤拡充効果が大きくなる関係性）や対外的な市場との接続性を認めていく考え方は、こうした均衡性の観点からも不自然であるように思われる。



なお、9号の事業像として、こうした組合内部で労働し消費するという、組合内部における一種の労働・消費市場の形成ということのほか、そもそも生産加工物の「販売」を前提とせず、組合員の労働力を利用（雇用）して生産加工を外部から「請け負う」という余地も考えられるが、これについては、営利事業を目的とすることができないという制約にその趣旨において反することが懸念されるから、消極に解する。

以上から、9号の事業は、対外的な販売活動から収益を得ることを目的とするものとは思われない。

昭和 62 年改正との関係から

昭和 62 年改正当時の議論（森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に関する審議経過（第 108 回国会 農林水産委員会 第 6 号））によれば、当該森林組合法の改正は、「林業生産活動」が停滞し、管理が適正になされていない「森林」が増加する等極めて厳しい状況にあったなか、「森林所有者の」、「経済的、社会的地位の向上」等を目的とする森林組合について、「“その”機能」の充実と「組織の」強化を図ることが極めて重要になっており、「そのような状況」を踏まえ、森林組合の事業範囲の拡大、森林組合による適正な森林施業の推進及び森林組合の「“組織”経営基盤の強化のための合併の」促進等を図るため所要の改正を行うこととして提出された法律案によるものであり、その中で、森林組合に対する組合員の要請にこたえるものとして、「“その”機能」を強化するため、森林組合等の事

業範囲の拡大等として行われたものである。

つまり、当該改正における事業範囲拡大は、「林業・森林管理の生産性」や「森林所有者の地位」を「向上するための機能」の充実が目的であったと考えられる。

このように、上記審議経過からは、森林や林業という価値と森林所有者の地位向上という観点から森林組合の機能の充実が意図されていることがわかり、事業範囲の拡大ということも、そのような意図を、そもそもの森林組合法の制度趣旨の中に位置づけて理解される必要がある。

森林所有者の地位向上といった観点に資する改正部分としては、組合員のための貸付けや物資供給対象を拡大した部分が考えられるし、新たに組合員の生産木材需要促進のための事業を創設した部分は、森林所有者の地位向上とともに林業自体にも資する趣旨と思われ、上記審議経過における表現のとおり事業範囲拡大に位置づけられる部分であると考えられる。そして、事業範囲拡大には、このほかに、「食用きのこ等の生産を行う事業を行い得ることとし」た部分があり、これが 9 号の改正部分である。そして、9 号部分の改正は、上記審議経過から「組合員の就業の場を確保するための食用きのこ等の生産を行う事業を行い得ること」とするためのものであったことがわかるが、逆に言えば、当該規定にあえて「販売」行為まで盛り込むことをしなかったことから、事業範囲拡大の名目のもとに「組合員の就業の場を確保する目的」以外の目的を持ち込もうとする趣旨までは読み取ることができない。具体的には、「“森林組合が組合員の就業の場としてその労働力を利用して林産物を生産・加工し、それが組合員相互によって消費される関係”によって“労働する組合員が当該事業から就業の場が確保される利益を得ると同時に、消費する組合員がその事業を通じて生産・加工物という利益を得られる”こととなる関係（「組合員」のために直接に奉仕する関係）」におけるいわば素材が「食用きのこ等」へ、行為形態が「生産」へとそれぞれ拡張されたのに過ぎないものと考えられる。

そうすると、9 号はそもそもが「組合員の労働力の利用」を要していた点ですでに「組合員の就業の場の確保」という意図は持っていたわけだから、昭和 62 年の改正は 9 号の性質に影響を持つものではないと考えられる。そうだとすれば、あえて「組合員の就業の場を確保するための」と説明することは、9 号による事業の性質・態様について制限的な規範が存在することを認識する余地を大きくするものであると考えられる。

こうして、昭和 62 年改正時の上記審議経過において（主たる説明に補足する形で）ことさら「組合員の就業の場の確保」と説明される一方、平成 9 年改正時の眼目の一つである事業範囲の拡大の対象としては 9 号が対象とならなかったことは、森林組合法改正経緯の観点からも、9 号がそもそも対外的に販売事業を予定する事業ではないことの確認資料たり得る。

なお、組合員の就業機会を確保するための事業として位置付ける以上、そのような機会の確保について、その「確保のための事業」と言い得る程度の相当の就労需要があることが必要であると考えられ、極端な例としては、100 名ある組合員のうちの 1 人の就業に役立つことをもって 9 号の事業と位置付けることは、「“労働者の”就業の場を確保するため」とは言えても、「“組合員の”就業の場を確保するため」という趣旨に沿ったものとは考えられない。

以上から、9 号の事業は、組合員のために直接に奉仕するという前提の下で、組合員の就業の場を確保するための事業として行われるものであると思われる。

以上から、第四に、9 号の事業は、対外的な販売活動から収益を得ることを目的とせず、組合員のために直接に奉仕するという前提の下で、組合員の就業の場を確保するための事業として行われるものであると考えられる（もっとも、生産加工物の残余処分のためなどの理由から 9 号の事業に付随して対外的な販売を伴うことは 9 条 2 項 16 号の附帯事業等として可能であると思われる）。

5. 法人構成員としての法人制度の選択可能性との関係で想起される 9 号の事業像

仮に森林組合が組合員を雇用して手広く対外的に事業を展開して良いものとする、それは組合員（となれるべきもの）によって株式会社や非営利法人を設立して森林組合と無関係にその構成員を雇用するものとしつつ事業展開すれば良いほどの制度となり、森林組合制度といういわば組合員中心主義的な枠組み自体が崩壊してしまうように思われる。そうした十分汎用的な法人形態が存在するなかで、現行の森林組合制度が崩壊しないように運用されるためには、森林組合法の目的規定等から記述される積極的な規範による他には、森林組合だからこそ出来ない事業という制約性（消極的な規範）によって森林組合としての制度的な特徴が描きだされることによらざるを得ないのではないかとと思われる。

以上から、第五に、9 号が「販売」をあえて記述せず、「組合員の労働力を利

用」することを要件とする点は、9 号の事業像を画定するのにあたり、そのような消極的な規範のメルクマールとして理解されるのが合理的である。

以上の第一から第五を総合的に考慮すると、少なくとも苗木果実等販売事業（態様 A 及び B）は、第一に、森林組合による販売事業となる点で 9 号の事業に当たらず、第二に、「組合員の労働力を利用して行う」事業に当たらない点で 9 号の事業に当たらないものと考えられる。

9 条 2 項 3 号

[条文]

組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（当該林産物を材料とする建物その他の工作物の建設又は売渡しを含み、次号に掲げるものを除く。）

次の検討結果から、苗木果実販売等事業は当該規定による事業には当たらない。

3 号の事業像

大雑把に概念すると、生産部門と流通部門（ただし、加工を含む）を組合員と組合の役割分担によって互いの事業を連結する、いわば森林組合法の同規定を通じた業務提携の枠組みであると考えられる。そうすると、その生産部門は、組合員の資本的な計算の下で自身の事業として行われていることを前提とする必要があると考えられる。

そのような考え方を推し進めていくと、苗木果実販売等事業が、苗木・果実の生産販売等と果実の加工及び販売等という体系で行われているものとする、後者では流通部門ということで組合の役割分担し得る業態のように思われるが、前者では「林産物その他の物資」を組合自身が生産してしまうことになり、3 号の規定する事業のモデルには当たらないものになってしまう。

したがって、生産主体が森林組合である以上、およそ当該規定の事業には当たらない。

9 条 2 項 5 号

[条文]

組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置

次の検討結果から、苗木果実販売等事業は下記 1. ～3. のいずれにも該当し得ない。したがって、5 号の事業には該当しない。

5 号の事業像

なお、本号は文理的には次のような内容であるものとして検討する。

次の 1) 又は 2) に必要な共同利用施設の設置

- 1) 組合員の林業に必要な「種苗の採取若しくは育成又は林道設置」
- 2) 組合員の行う事業又は組合員の生活

したがって、本号の事業は次のとおりである。

1. 組合員の行う林業に必要な、

- (1) 種苗の採取
- (2) 種苗の育成
- (3) 林道の設置

に必要な、共同利用施設の設置

2. 組合員の事業に必要な、共同利用施設の設置

3. 組合員の生活に必要な、共同利用施設の設置

1. は林業支援、2. は事業支援、3. は生活支援であると言える。なお、本号の事業は共同利用施設の設置事業を定めるものと考えられる(ただし、読み方によっては、林業支援部分のみ、採取・育成・林道設置など自体を事業とする余地が考えられる)。

第一に、苗木果実販売等事業は、組合自身が行う育成・生産・加工・販売（加工販売等）であるので、1.の林業支援には当たらない。また、組合自身が行う加工販売等であるので、2.の事業支援にも当たらない。さらに、組合員の生活に必要なものでもないから、3.の生活支援とはなり得ない。

苗木果実販売等に必要である苗畑自体は共同利用施設となる余地があると思われるが、苗木果実販売等事業は組合自身が事業主として行うとするものだから、自らの利用施設に過ぎない。

苗木果実販売等事業自体がそれぞれ林業支援、事業支援、生活支援に当たらないものである以上、その施設もまた所定の共同利用施設たり得ない。

9 条 2 項 13 号

[条文]

組合員の福利厚生に関する事業

次の検討結果から、苗木果実販売等事業は福利厚生事業には当たらない。

苗木果実販売等事業を通じて組合員に就業機会あるいは労働機会を確保することをもって福利厚生に当たるとすることはできない。

福利厚生とは、それを提供する側のそれを受ける側に対するサービスであり、典型的には健康を増進する具体的な機会の提供などが考えられ、要するに社会一般常識として通常、福利厚生と言われるものがそれである。しかし、苗木果実販売等事業において、その作業のためにごく一部の組合員をごく一時的に駆り出すことは、組合員の方が組合にサービスしたか、又は、請負や労働契約等をもって労務に服したということであって、これをいわゆる「雇用の場を提供すること」として、そのようなものを福利厚生と考えてしまうと、そもそも職員を雇用することをもって職員に対する福利厚生ということになり、雇用するという概念自体が不要となってしまう。このように、「雇用の場を提供」ということをもって「福利厚生」と位置づけることは不可能である。強いて言えば、提供された雇用の場によって雇用され、その雇用上の福利厚生のために組合が被用者である組合員に何らかのいわゆる福利厚生にあたる措置を講じるのが福利厚生事業足りうるものと考えられる。

組合員の労働力利用と無関係に、苗木果実販売等事業をもって一般的に福利

厚生に当たるとすることはできない。

組合員の労働力利用の有無と無関係に一般的に苗木果実販売等事業をもって福利厚生事業であると考えたと、およそ森林組合が行う事業はすべて福利厚生事業ということになってしまうが、そのような考え方は不可能である。

したがって、苗木果実販売等事業をもって福利厚生事業と位置づけることは不可能である。

2. マンションの賃貸

以下の検討のとおり、不特定多数に賃貸すること（典型 不動産業者の仲介等を利用して入居契約を獲得すること）を目的としてマンション建設あるいは購入を行い、これを賃貸し、いわゆる「マンション賃貸事業」とし、ここで前提としている態様をもってこれを森林組合の事業の一つとして位置付けること（通常、全体が森林組合事務所として供されるべき一棟の建物の一部についての偶発的に長期化した、又は、長期化すべき空室を合理的な経済的感覚に従って賃貸する等の場合を除く）は、森林組合法上の事業には当たらない。

9 条 2 項 5 号

[条文]

組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う事業又はその生活に必要な共同利用施設の設置

以下のとおり検討し、マンション賃貸は、森林組合法上の共同利用施設の設置事業には当たらない。

その（組合員の）生活に必要な共同利用施設

5 号の組合員の生活に必要な共同利用施設の設置については、組合員を居住させる賃貸マンションをもって、「組合員の生活に必要な施設」ということはできるように思われる。しかし、賃貸マンションをもって、「共同利用施設」ということができるかどうか、つまり、「共同利用施設」の中に賃貸マンションという形態の施設も含まれ得るものかということが問題となる。賃貸マンションへの居住は、各居住者である組合員が、「“（それぞれの）生活に必要な施設”の共同利用」を行っているというよりも、通常はまさに「その各部分が生活拠点そのも

の」であり、すでに生活があることを前提としてその生活に必要な共同利用施設というときのその施設には当たらないということの方が感覚的にも妥当する。

たとえば、共同利用施設として考えやすいものとしては、コミュニティーセンターのような集会所的なものや、倉庫・保管庫、駐輪スペース、温泉、公園、防災・防犯に関する施設、資材置場、雪捨場、育児施設といった性質の、まさに 1 個の施設を共用するような態様のものがある。つまり、組合員の協同組織である組合の資産を共同利用施設として無償あるいは低廉な料金等でその共用にかからせるということが考えられる。つまり、現在の共同利用施設の設置に関する規定の（平成 9 年）改正が、経営基盤の充実等という問題意識の下で事業範囲の拡大されたうちのひとつであるとしても、営利事業を行えず、事業は組合員に直接奉仕することを要する協同組織としての性質を変更したわけではないのだから、平成 9 年当時、共同利用施設の対象を生活一般まで緩和したことは、まさに、組合員に対するサービスの充実を通じた限りにおいて経営基盤の充実に資することを期待し得るのにとどまり、いわば内部的な資産の有効活用による、森林組合の目的に適った相乗効果を意図し得るものに過ぎないと考えられる。

これに対して、賃貸マンションというものは、通常は広く不特定多数に向けて入居者を募集する物件であり、この点において、組合員の共同利用施設足り得ない。次に、組合員であることを入居資格とする場合でも、ちょうど、分譲マンションの管理組合における住民のための集会室としてその専有部分の一室を用いる場合のように、全組合員の共同利用にかからせること（集会室的、コミュニティー会館的な利用）は別としても、各専用部分単位でいわゆる賃貸物件として運用する場合は、それぞれの専用部分について各組合員と 2 年間などの賃貸契約を行い、その限りで極めて特定された一部の組合員が利用することとなるばかりでなく、賃貸契約に基づいて賃料を支払う経済的な取引関係かつシビヤな借家関係という法律関係を設定する、組合と特定の組合員の取引当事者関係ということになるのであり、（マンションの抽選や順番制による短期の駐車場賃貸などと同質のものである場合を除いて）そこに組合員間の共同利用関係というものは観念できない。このような場合に、その一棟の建物をもって組合員の共用にかかる共同利用施設であると位置付けることは不可能であると思われる。

本来は、このような検討を要するまでもなく、「生活に必要な共同利用施設」自体を一部の組合員が「生活の本拠」又はそれに準じた拠点とする場合まで「生活に必要な（組合員の）共同利用施設」と考えるようなことは到底想定されていないものと思われる。

9 条 2 項 13 号

〔条文〕

組合員の福利厚生に関する事業

以下のとおり検討し、当該マンション賃貸は、森林組合法上の福利厚生事業には当たらない。

第一に、福利厚生事業について検討する必要があるため、第二に、「組合員の」としていることから、組合員とは何かを検討する必要があるため、以降において検討した。ただし、第一の検討結果に係らず、第二については、当該マンション事業が抽象的には福利厚生事業に該当し得るという前提のもとで検討した。

以下の検討から、当該マンション賃貸は、第一に、その性質から福利厚生事業に当たらず、第二に、准組合員資格該当性の観点から福利厚生事業に当たらない。

福利厚生事業の検討

以下の検討のとおり、当該マンション賃貸は、そもそもその性質において福利厚生事業ということができない。

福利厚生とは、一般的には労働者等に対してその属する団体が無償又は低廉な費用で施設を提供するとか、対価的な意義をもたない各種の費用を支給する等の措置全般を指すものと考えられる。

これを森林組合に当てはめると、組合員に対して森林組合が無償又は低廉な費用で施設を提供したり、対価的意義を持たない各種の費用その他の支出を賄う等の措置全般を指すものと理解することができる。

当該マンション賃貸は、入居者をあらためて准組合員とすることで、当該マンション賃貸を福利厚生事業として認識しようとするものであるが、それ以前に、当該マンション賃貸という事業活動自体が、その行為の性質においてそもそも福利厚生事業たり得ないものと考えられる。

マンション賃貸は、賃貸契約に基づいて、その賃貸の対象となる各専有部分

等及び各入居者（あるいは契約者）別に賃料等その他の条件を異にし、その更新状況もそれぞれに運用され、それぞれの借主との間に個別に借地借家法が適用される関係となるものである。これに対して、福利厚生の一環である社員寮・社宅などの場合には、企業組織が社員などの内部関係者向けに提供するものであり、そもそも市場性がない。また、組織との福利厚生関係が消滅する退職等の事由を生じたときには、社宅等についても当然に退去しなければならない関係にあり、こうした事情から福利厚生施設である住居の貸借には原則として借地借家法の適用がないものとされている。一方で、マンション賃貸の場合は、個別の不動産賃貸契約に基づいて入居しているものであるため、本来、福利厚生関係の発生及び消滅とは何らの関係がなく成立及び消滅するものである。

また、仮に入居者を准組合員として入会させた上で、その准組合員のために賃貸物件入居機会を確保したという意味での福利厚生であると考え、あえて福利厚生措置と組合員資格取得の時系列上の矛盾を無視して考えても、すでに過去数十年にわたって賃貸物件数自体が飽和かつ過剰供給状態であり、今後も政策的にストック化が志向されていることから考えて、そのような種類の機会確保をもって、ことさら「福利厚生」であるとして理解することも不可能である。

このように、マンション賃貸は、住居費として組合員に支給されるなどのサービスがあり得ることは別としても、そもそもその性質において福利厚生の趣旨目的とは相容れず、これをもって福利厚生事業であるとする余地は本来ないものと考えられる。

森林組合における福利厚生事業の例

森林国営保険の取次等窓口事業（森林国営保険業務）その他各種保険の取り扱い

※ ほとんどの組合において、福利厚生事業としては当該保険取扱いしか存在しないものと思われる

その他

- ・ 外見上の准組合員となった入居者（後述する「准組合員資格の検討」を参照）は、その入居関係が真に福利厚生事業であると位置づけられた場合には、場合によっては借地借家法による保護を受けられない関係となる。また、そもそも当事者のこうした重要な法律関係を不明瞭とすることとなる（具体的には、賃料等の変

更について、どちらの当事者がどのような根拠に基づいてどのようなことができるのかについて混乱した事態となることが容易に想定される）。

- ・ 森林組合は自ら売主となって不動産を販売する事業を行うことが可能であるので、その限りで宅建業者となる余地があると思われるが、その場合、不動産取引（マンション賃貸）において、消費者である入居者（外見上の准組合員）等より上述のような問題が顕在化したときは、宅建業者としての活動を行おうとした際に法的に障害となる可能性が考えられる。

准組合員資格の検討

以下の検討のとおり、当該マンション賃貸は、その入居者の准組合員資格該当性との関係から福利厚生事業であるということができない。

以下の検討のとおり、当該マンションは物資に当たらず、当該マンション賃貸は役務に当たらず、役務に“施設の利用（の承認等）”は含まれず、当該マンション賃貸の福利厚生事業該当性と入居者の准組合員資格の該当性が相互に依存した関係にあるため、当該マンション賃貸における入居者に准組合員資格（法 27 条 1 項 5 号）は取得されない。

准組合員として森林組合に入会するためには、森林組合法によってその資格が要求されている。

組合員資格は、森林組合法 § 27 が定める。これによると、同条に“掲げる条件を満たすもの”“であって”定款で定めるものとする」とされている。この規定は、組合員となるための資格を定めるものである。その具体的な定まり方については、第一段階として同条が大きな枠を定め、第二段階として、定款をもってその枠内で定める（実質的には法律規定の確認規定とするのに留めることも可能と思われる）というものである。

以降の検討の結果からは、当該マンションの賃貸（入居者をとってつけたように准組合員として入会させること）をもって「組合員の福利厚生に関する事業」ということはできないものとする。

なお、以降で准組合員たる資格との関係を検討した結果からは、他に理由が見当たらない限り、当該マンション賃貸のあり方は、組合が当該入居者となる、あるいは、入居者である者の准組合員資格の該当性を偽装することになり得る

し、組合がそのような意図でその形式上入会させることとした外見上の准組合員から出資を引き出すとすれば、（その准組合員らが真に准組合員資格を有するものと信じて入会したものであるときは特に）当該外見上の准組合員に対する詐欺といった刑事上の問題も生じてしまう懸念がある。その他、偽装すること自体のほかに、その行為が将来的にも放置される体質がある場合に懸念される効果については、後述の「准組合員資格運用に関する補足」のとおりである。

准組合員資格としては森林組合法 27 条 1 項 3 号から 5 号があるが（§31）、3 号はそもそも正組合員資格（同条 1 項 1 号又は 2 号）があるか又は組合自身が主たる構成員又は出資者となっている団体自体に認められる資格であるので、ここで検討しているマンション賃貸の契約者あるいは入居者としては原則として考慮する必要がない。また、同条同項 4 号は林業者またはこれに従事する、いわば林業従事者等であることが前提となる資格であるので、これもここで検討しているマンション賃貸の態様においてはことさら考慮する必要性に乏しい。

以上から、当該マンション賃貸においては、その入居者の准組合員資格の該当性について同条 1 項 5 号の問題となる。したがって、以下では同条同項 5 号について検討する。

5 号は次のとおりとなっている。

[条文]

前各号に掲げる者のほか、組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその組合の事業を利用することを相当とするもの

つまり、准組合員資格があると言えるためには、次の 2 点を満たす必要がある。

1. 組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けていること
2. その組合の事業を利用することを相当とすること

1. を形式的要件、2. を実質的要件と見ることができる。形式的要件が満たされる限りは、実際には実質的要件についても自ずと認められることとなるのが通常であると思われるので、さしあたって検討が必要であるのは、形式的要件を満たすかどうかである。

上述したところを踏まえて、准組合員となるための形式的要件を整理すると次のようになる。

准組合員となろうとするものが、

- (1) 組合から「物資の供給」又は「役務の提供」を受けていること
- (2) 受けている (1) の「物資」又は「役務」が“そもそも”「組合の事業」であること
- (3) (1) の「物資の供給」又は「役務の提供」を継続して受けていること

したがって、(1) については、「不動産が“物資”にあたるか」という点、「不動産賃貸が“役務”にあたるか」という点が、(2) については、「不動産賃貸が“そもそも”組合の事業であったか」という点が、(3) については、「入会当時に継続して受けていたと言えるか」及び「入会当時において組合の事業であるか」という点がそれぞれ問題となる。

当該マンション賃貸の態様の上述の准組合員資格の条件 (1) ～ (3) への当てはめを含め、当該条件をさらに以下の 1. ～ 3. のとおり検討すると、当組合のマンション賃貸における入居者には、その契約あるいは入居をもって森林組合法 27 条 1 項 5 号の准組合員資格を得ることはできないものとする。

1. 物資・役務要件への該当性

次に検討するとおり、不動産は物資に当たらず、不動産賃貸は役務に当たり得ないと考えられる。したがって、当該マンション賃貸は、その契約や入居をもってしても、物資や役務の該当性という観点からそもそも准組合員の資格の基礎となることがないと考えられる。

(1) 不動産が“物資”にあたるか

第一に、森林組合法の趣旨から考えて、組合員に対する「物資」として、ことさら森林・林業由来と無関係な賃貸マンションなどを考えていくということ自体、脱法的であると考えざるを得ないし、第二に、「物資」とは「動産」や加工される前あるいは加工度の低い段階における「資源」を指す用語であり、およそ不動産のようなものをもって「物資」などと位置付けることは非常に無理

があると考えざるを得ない。したがって、この点のみによって、当該マンション賃貸は 9 条 2 項 2 号にも該当しないことがわかる。

(2) 不動産賃貸が“役務”にあたるか

第一としては、「物資」について検討したところがそのまま妥当するし、第二に、「役務」とは役務提供契約などというように、文字通り人の作為であるのに対し、「賃貸」は、賃貸契約によって借主に使用収益権を付与し、それに基づく使用収益を一定期間にわたって承認する貸主の一定限度の不作为の関係の創設・維持を言うから、その承認と借主への使用収益権の付与・保障された関係のいわば担保責任の実現の表裏として修繕義務等（作為義務）を負う関係にあるとしても、承認（賃貸契約行為）そのものや使用収益権の担保である修繕義務等をもって、ことさら賃貸人である組合による「役務」とであると理解することは非常に無理があると考えざるを得ない。

役務については以下においてさらに検討する。

役務とは何かについては、第一に、民法における労務供給型契約類型を考えることができ、具体的には、雇用契約、請負契約、委任契約、寄託契約が挙げられる。第二に、特定商取引に関する法律において、特定継続的役務を定義する同法 41 条 2 項において定義されており、要約すると「国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、提供を受ける者の心身・身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの」等と言い、エステ、学習塾などがそれらに当たる。特定継続的役務とは、役務のうちで継続的に行われるもののうち、同法が特定継続的役務と定義する範疇に入るものを言うから、およそ役務というものがどのような形態のものが適するかの基準の一つたり得るものと思われる。第三に、税務上の観点から考えることもでき、消費税に関する公開された通達が参考となる。以下にその公開（<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6153.htm>、2012.7.3 現在）された全文を引用する。

---ここから---

No. 6153 役務の提供の具体例 [平成 23 年 6 月 30 日現在法令等]

有償で行われる取引であれば、商品の販売や資産の貸付けだけでなく、役務つまりサービ

スの提供も消費税の課税対象になります。この場合のサービスの提供とは、土木工事、加工、修繕、清掃、クリーニング、運送、通信、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述など、サービスと考えられるものすべてについて対価を得て行うことをいいます。したがって、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、囲碁や将棋の棋士、芸術家などによる専門的知識、技能に基づくサービスの提供もこれに含まれます。しかし、金銭の貸付け、信用の保証、保険など消費の性格になじまないサービスの提供のほか、登記、検査、裁判などの公共サービスや一定の医療、教育といったサービスの提供は、国の社会政策上の配慮から非課税となっています。（消法 2、4、6、消基通 5-5-1）

---ここまで---

この通達によれば、有償取引の中の資産貸付けと並列した類型の一つとして役務提供が認識されている。逆にいえば、資産の貸付けは役務提供とは別の類型であるとの認識を示すものである。また、その役務提供の具体例として資産の賃貸に相当するものは挙げられていない。

したがって、日常的な会計処理上の金額変動を認識する基点としての表現のうえなどで賃貸関係をあえて役務と表現する場合があつたとしても、およそ法的な概念として資産の貸付けを役務と捉えられることになるわけではないように思われる。

第四に、役務とは上記第三で引用した通達の説明にもあるとおり、「サービス」のことであり、不動産の賃貸において一般的にサービスとは賃借人から見た場合は、賃貸人の義務及び賃料の対価の範疇を超えた不動産管理その他の利便の提供が考えられ、むしろ不動産の賃貸人にとっての不動産管理業こそ役務というのに値するものである。賃貸人による修繕等の積極的な行為あるいは単に賃借人の使用収益を承認し、これを妨害しないといった消極的な不作為は、賃料との対価関係にある、単なる賃貸契約上の“不作為を原則的内容とする”意味での義務の履行なのであって、それ自体をもってあるいは賃貸契約をすることをもって役務であるということは困難である。

以上の第一から第四を総合すると、当該マンション賃貸をもって「役務の提供」であると位置づけることは困難である。

なお、当該マンション賃貸をもって役務提供であると位置づけた場合、その

役務提供は有償取引であるところ（cf. 上記第三）、有償取引をもって福利厚生の手段と考えることはできないから（cf. 福利厚生事業の検討）、一旦、入居者を准組合員として仮定して考えても、当該マンション賃貸（有償取引）はその准組合員のための福利厚生事業とはならず、福利厚生事業としてその役務提供を継続して受けるという前提を欠くことになるから、一旦仮定された准組合員としての資格も否定され、当該マンション賃貸をもって福利厚生事業及び入居者に対するその事業に係る役務提供であると説明しようとする、福利厚生と役務提供とが矛盾する結果、むしろ入居者はそもそも准組合員資格がなく、同時に、当該事業が福利厚生事業でもないという関係を説明することになってしまうものと思われる。したがって、准組合員資格の該当性を検証する過程で、当該マンション賃貸を役務の提供であると位置づける場合は、このような観点からも当該マンション賃貸の福利厚生事業該当性を失うこととなる。

（3）定款規定の適法性の検討

当該マンション賃貸の態様として、准組合員資格に関する定款において、物資供給・役務提供の他に「施設の利用」についても挙げている。確かに § 27 は、具体的な組合員資格保有者を定款で定めることとしているものの、法律の規定が定めている資格を有するものから限定的に定める余地があるだけであり、法律の与えた枠を超えて拡張的・創造的に定めることができるようには思われない。換言すれば、定款で定まる前提として、法 § 27[1]の要件を満足していなければならない。そうすると、当該定款規定の当該部分は、資格の定めとして無効となる可能性が出てくる。

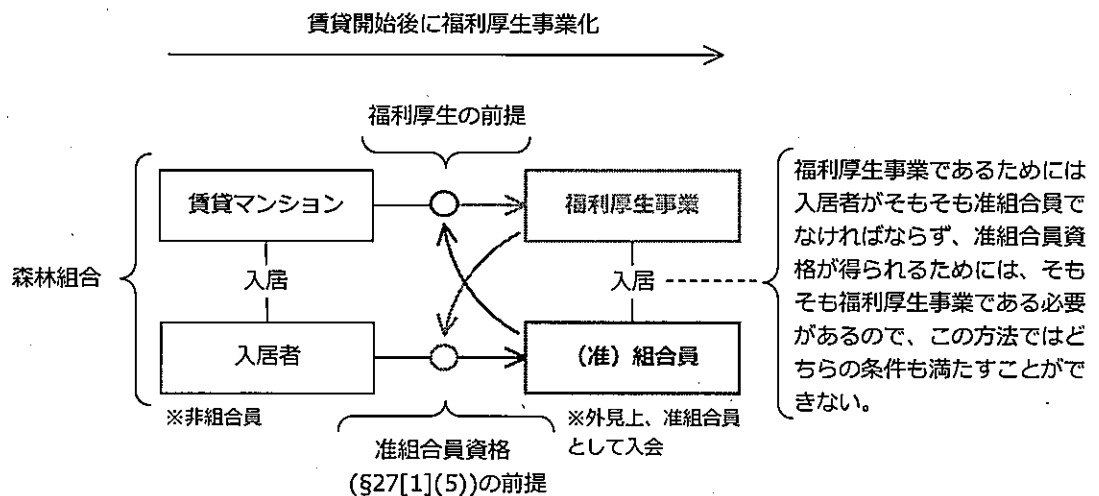
もっとも、法律の規定における「物資の供給又は役務の提供」の中に「施設の利用」も含まれ、定款規定はその点を確認しているのに過ぎないとの解釈ができるかどうかを検討する余地も考えられる。しかし、すでに「物資」と「役務」について検討した結果から考えて、結局はそれも困難ではないかと思う。

このようなことから、当該マンション賃貸の態様として、定款規定において、准組合員の資格に「施設の利用」を含める点は、無効なものではないかと考える。

2. 不動産賃貸が“そもそも”組合の事業であったか

ここでは前述 1. (1)(2)の検討結果に係らず、便宜上、「不動産賃貸は物資又は役務に当たり得る」という前提で検討する。

准組合員資格の条件を整理した先述 1. 形式的要件の(2)のとおり、准組合員となる資格があるというためには、組合から提供を受ける「物資又は役務」がそもそも「組合の事業」でなければならない。また、自ら森林組合の必須事業及び任意事業の範囲を法定し、行政庁に事業範囲を逸脱した場合の端的な解散命令権を法定する森林組合法上において「組合の事業」というものを考える以上、当然、「その事業」とは森林組合法上で定める事業範囲内の事業と言えるものである必要がある。さらに、行われている不動産賃貸が、「その事業（つまり組合の適法な事業）」と言え、それが「福利厚生」事業であることを根拠とする場合は、その福利厚生は「組合員の福利厚生」であることが必要となる。つまり、当該不動産賃貸の入居者がそれをもって准組合員資格を得るものと理由付ける場合は、当該不動産賃貸がそもそも福利厚生事業でなければならないのに、そのためには、その入居者がそもそも（准）組合員でなければならないという関係になっており、「不動産賃貸が福利厚生事業たり得ること」と「入居者が准組合員資格を得られること」とが互いに他方が満たされることに依存しているので、結局はどちらの条件も満たされ得ない関係となっていることがわかる。



このような条件の依存する関係を“あえて”段階的に当てはめていくと、ここでは、その不動産賃貸が組合の（福利厚生）事業にあたるかどうかを確認するうえで（入居者である）准組合員の資格の該当性を検討しているので、上に見たような条件の依存する関係性からは、まずは当該マンション賃貸を福利厚生事業に

は該当させることができないことを確認することになる。

そのうえで、“福利厚生事業に当たらない”当該マンション賃貸は、その契約や入居をもってしても、（他の規定によって当該マンション賃貸が森林組合法上の事業であると説明出来ない限り）「その事業」の該当性という観点からそもそも准組合員の資格の基礎とすることができず、結局、当該マンション賃貸を通じてその入居者に准組合員資格が発生するというわけでもなく、その表裏として、その入居者を外見的な手続上、准組合員として扱うことをもって当該マンション賃貸が、組合員の“福利厚生事業となるわけでもない”ということとなる。

このような不自然（あるいは同論反復的）な説明の成り行きからも明らかであるように、そもそも福利厚生事業に当たらない当該マンション賃貸について、その入居者の准組合員（法 § 27[1](5)）該当性を外見上操作することは、これを福利厚生事業と位置付けるために役立たず、かえって、准組合員資格を偽装することをもって事業規制を潜脱することになってしまうものと考えられる。

3. 入会当時に継続して受けていたと言えるか、入会当時において組合の事業であったか

以下の検討から、他の要件を満足したものとする前提のもとで、継続して役務提供等を受けていた関係を認めることができる場合であっても、結局、当該事業が福利厚生事業として先行しない以上、論理的に准組合員資格の条件を満たさないこととなる。

(1) 入会当時に継続して受けていたと言えるか

ここでは前述 1. (1)(2) 及び 2. の検討結果に係らず、便宜上、それぞれ「不動産賃貸は物資又は役務に当たり得る」、「当該マンション賃貸は組合の事業に当たり得る」という前提で検討する。

准組合員（入居者）はすべて、契約期間が開始した以後に入会することから、少なくとも形式的には継続的に不動産賃貸（ここで便宜上前提とする「物資の供給又は役務の提供」）を受けていると説明することが可能である。

(2) 入会当時において組合の事業であるか

上述(1)で前提とした点を外し、あらためて本照会における当該マンション賃貸の態様に立ち戻ると、この点は、前述 2. の検討から、結局、時系列上入会当時において「組合の事業」であったことにはなり得ない。

准組合員資格運用に関する補足

准組合員入会のあり方に関する注意点

組合が、組合員資格の認定を恣意的に行うことは、既存の組合員にとってどのような意味があるか。

准組合員も森林組合員の組合員であり、入会には出資が必要となる。出資をすると組合財産に対する持分が発生する。そして、森林組合法は必ずしも解散及び清算時における残余財産分配基準を明示的に規定していないものの、法人一般における合理的な方法として当然に出資割合に準じた分配が行われるのを原則とすべきものと考えられる。

この点について、検討しておく次のとおりである。

解散及び清算に関して常識的には、次のように言える。

- 第一 総会が自主的に解散を決議して当該組合を清算することができる。
- 第二 清算人の職務からも明らかであるとおり、清算組合は負債を清算したうえで、残余財産を組合員に分配することになる。
- 第三 分配は、出資持分の割合によって行う。

森林組合法は、解散事由として「総会の決議」を第一に掲げ（§83(1)）、清算人の職務は残余財産の分配に向けて進めていくものであり（§89-2(3)）、森林組合法施行規則 101 条 1 項 4 号が「出資一口当たりの分配額」を清算組合の決算報告の記載事項としていることから、特に清算時の分配基準を定めていない限り、残余財産の分配は出資一口当たりで計算されることが前提とされていると考えるのが合理的であり、その場合、一人の出資組合員の受け取る残余財産は、結局、出資割合（全出資に対する当該組合員の出資口数の割合）となる。同規則 2 項 2 号が「残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には」と定めていることがか

らは、残余財産の分配は原則としてすべての組合財産を現金化して行うのを原則としていることがわかる。なお、森林組合法は、解散決議の効力発生を行政庁の認可にかからせているが（§83[2]）、当該認可制度は原則として不認可されないことを前提とした（§79）、不当な解散を可及的に抑止するためのものに過ぎず、その効力要件としている点は、解散という重大な効果について認可制度（特に不認可処分）が組合の法的安定を損ねることのないようにする制度的な配慮に過ぎないと考えられる。

こうしたことから、森林組合は、自主的に解散することができ、清算は残余財産を原則として現金化したうえで、他に特別に合理的な理由のない限りは組合員の出資割合に従った分配を行うべきものであると考えられる。

このような関係性は、清算に関する上述の第一から第三の常識的な考え方と符合する。したがって、森林組合法は必ずしも解散及び清算時における残余財産分配基準を明示的に規定していないものの、法人一般における合理的な方法として当然に出資割合に準じた分配が行われるのを原則とすべきものと考えられる。

ところで、残余財産は現に組合員が出資した金額の合計にとどまるものでもなく、所有していた土地等が地域の都市計画にかかった場合や長年にわたる市街化等の事情の変化による一般的な差益発生により膨大な剰余金がストックされているような状況の下では、そうした出資額を大幅に超える余剰部分が、多数の外見上の准組合員による“出資割合”をもって相当額吸収される事態も想定される。たとえば、組合の残余財産のうち、“その出資額の合計を超える余剰部分”が1,000あり、既存の組合員が10人（出資口数均等）あるとすれば、これに対して1人あたり100に相当する持分があることになるが、こうした残余財産がほとんど変わらずに（あるいはむしろ増加している状況で）准組合員がさらに10人増えるときは組合員総数20名となるので、（便宜出資口数を均等とすると）組合員1人あたりの当該部分に対する持分は50に相当する持分へと減少してしまう関係となり、既存の組合員の利益を害し得ることがわかる。この場合に、外見上の准組合員をことさら増加していく場合は、当該准組合員1人あたりの出資口数が少ない場合であっても既存組合員の当該部分に対する持分価値へ本来根拠のない相当の影響が出る可能性がある。

もっとも、例外的には頭数による分配となる余地がないわけではない。また、現に、森林組合以外の協同組合において、清算時の残余財産の分配基準をめぐ

つて（たとえば、もともと持分の小さかった）組合員から頭数による分配が主張され、紛争状態となった例もある。出資単位が極めて低廉に設定され、しかも、その出資口数も通常は極めて少ない准組合員を、その外見的な手続上において増加させ、特に、森林組合の組合員構成が准組合員数に依存するかのよう事態となった場合には、こうした場合にも既存の（特に正）組合員の利益を著しく害することが想定される。このような残余財産（剰余金）の規模が巨大である想定のもとでは、既存組合員にとって、准組合員が加入することの自己の残余財産分配部分の大きさに与える影響は相対的に大きくなる。しかも、そのようなケースの実現性の度合いは、出資単位の小ささや出資口数の少なさなどのほか、総会における正組合員の活動の一般的な低迷といった事情によっても高まると考えられる。

そして、准組合員は正組合員となるよりも資格が緩いと言える。それだけに実際には条件を満たしていないのに、事業を森林組合法上認められるものであると偽装するために、資格ありと認定して入会させるといった恣意的な運用が、正組合員に比べて行い易いと言える。また、一般論としては、正組合員よりも准組合員の方が出資口数は著しく少ない傾向が高いと言って良いと考えられる。

これをそのように准組合員となろうとするものから見ると、求められる出資口数も、設定された一口の金額も小さければ、ほとんど准組合員となることに対する抵抗もなく入会手続をしてしまうのが通常であると考えられる。このような観点からも、准組合員資格についてはより恣意的な運用を行い易いと言える。

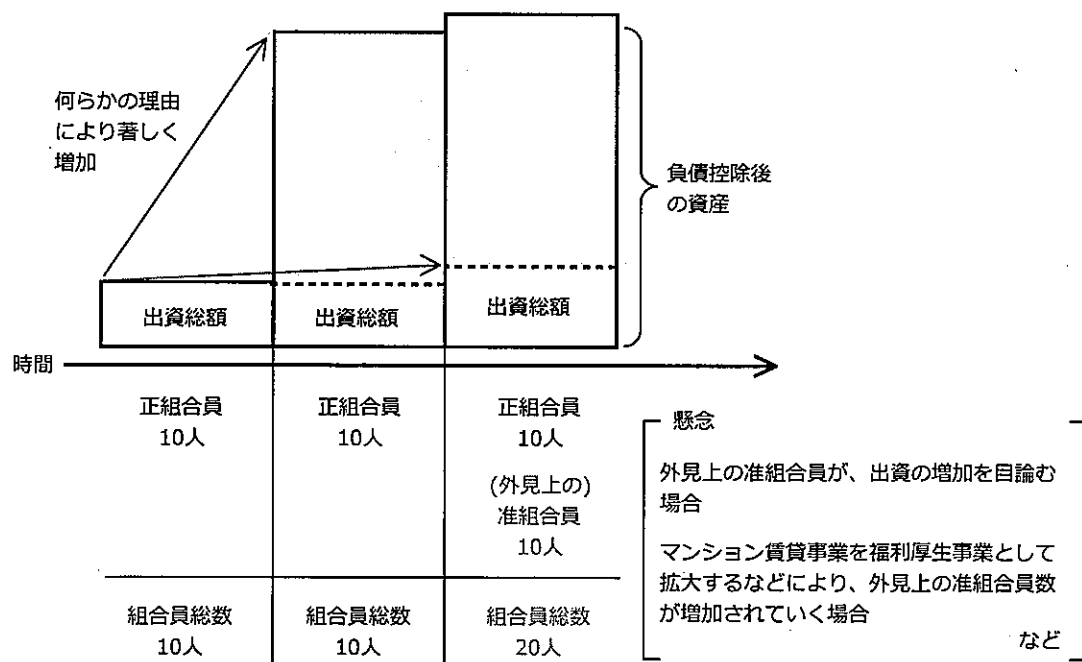
そのようにして入会することとなった外見上の准組合員の存在は（あえて相当規模の出資を行う場合はなおさら）、原則どおりに出資割合に準じた残余財産分配が行われる限り、当該外見上の准組合員の意図するものではないとしても、既存組合員の利益を損ねることが考えられることは先述のとおりである。

このように、准組合員資格が恣意的に運用される場合には、いずれにせよ既存組合員の持分（財産）を不当に劣化させる原因となり得ると考えられる。これは、森林組合法の趣旨に照らして考える限り、本質的には正規の組合員の資産である森林組合資産を劣化させることになると言っても過言ではない（そもそも、森林組合法が組合員資格を規律している趣旨は、組織的側面のみならず、こうした財務的な健全性に関する部分への配慮でもありと考えられる）。

もっとも、准組合員資格が実際にある場合には、それは単なる事実上の問題であって、むしろ森林組合制度の趣旨に適うものであるというとは言うまでもないが、准組合員資格が実際にはない方まで入会させる恣意的な准組合員加入が行われるとすれば、それを知って行うものであるだけに、その森林組合が「当組合固有の慣例」であるなどといって見過ごすということは到底できない種類の問題となってくる。

なお、准組合員とは、議決権や選挙権を持たない組合員である（§31[1]、§27[1](3)(4)(5)）。もっとも、総会に出席して意見を述べることはできるが、准組合員は、いくら多額の出資をしても、総会において意見を述べ得るという事実上の影響力しか与えることができないし、それは正組合員でも当然可能であるので、正組合員よりも組合の意思決定への参画について有利というわけでもない。

一方で、森林組合の積極財産が膨大であって組合員規模が小さいなどの事情を想定した場合は、少額出資のみの准組合員であっても、その出資と同時に、潜在的持分価値は数倍から数十倍あるいはそれ以上へと膨らむ可能性があり、そこに准組合員資格該当性の問題が生じてくるときは、森林組合にとっても、既存組合員にとっても、外見上の准組合員にとっても様々な問題が懸念されると思われる。



こうしたことから、組合員資格の運用は本来厳格でなければならない性質のものであると考えられる。また、森林組合には関係自治体が組合員として参加

していることが通常であると思われるが、そうした自治体の持分価値との関係を想起するときは、組合員資格の運用管理はますます厳正に行われることが必要となるものと考えられる。そして、「准組合員資格の検討」から明らかであるように、“准組合員資格”と“組合の事業”が連動している以上、ひいては組合の事業範囲の運用もまた厳格でなければならないことになる。

このように、組合員資格及び事業範囲は、組織及び財政の両面にわたって森林組合としての性質を画定する二大要素であり、尚且つ、経営基盤の核心であると考えられ、これらについて厳格性を失うことは、おのずと森林組合制度の実態を有名無実のものとするのはあっても、組合員の利益ひいては森林の保続培養等の促進といった森林組合法の目的に資することはないものとする。

マンション賃貸についての補足

「運用」としてのマンション賃貸について

森林組合法は、共済事業を行う森林組合（以下、共済組合という）に対しては、共済事業に係る会計を他の事業のそれと区分して経理することを求め（法 § 21）、そのようにして区分された「共済事業に係る財産の運用」は省令で定めるところに限られた方法に制限している（法 § 22、規則 § 6[1]）。一方で、これを形式的に反対解釈すると、共済事業に係る部分以外の財産については、その運用に制限がないようにも見える。

しかし、森林組合法はそもそもその性質によって、財産の運用に対する抽象的一般的な制限があると考えられ、森林組合法 21 条及び 22 条の規制は、そのような一般的制限を前提として、さらに運用手段を限定しようとするものであると考えられる。

法 22 条を受けた森林組合法施行規則 6 条 1 項各号をみると、森林組合については、共済事業部分の財産運用の具体的手段としては、銀行等の預貯金、公債等、特殊法人が発行する債券、信託会社等への金銭信託、共済を担保とする契約者向け貸付けなど、市場にかかるリスクがきわめて低いか又は特別に規制された金融商品に限定されていることがわかる。

この点からも、およそ森林組合の財産には、すでに、各種の運用効果の破たんリスクにさらされることが回避されるべき一般的な制約が、その森林組合た

る性質ゆえに自ずと存在していることがうかがえ、そのことは、森林組合が営利事業を目的とする制度でなく、組合員の出資によって成り立ち、持分を自由に譲渡することができるわけでもなく、組合員がその利益を組合の事業を通じて享受すべきものであり、よほど特別な理由でもない限りいつでも自主解散して清算することができる、という仕組みと非常によく整合するものである。そもそも、森林組合は、「林業を基礎とした組合員の利益」を中心とした組合員の利益を満足することを前提とするものであり、仮に、十分な事業展開を行っているにもかかわらず、なお運用を考え得る余剰資産が発生しているとすれば、昭和 62 年や平成 9 年の改正により拡大された事業範囲を研究するなどにより、森林組合法上可能な事業の構築等、本来の事業投資の開拓に注力すれば良いだけであり（また、そもそもマンション賃貸等の自らの不動産投資という手段が可能なのであれば、経営困難等を理由として事業範囲を拡大する必要性もまた相対的に低くなるものと思われる）、ことさらマンション等の“いわゆる不動産投資”という財テクリスクを負担する必要性自体がない。たとえば、マンション賃貸は「賃貸」に過ぎないものではあっても、借地借家法が適用される以上はその賃借人が非常に強力に保護される結果として、事実上処分したのに等しい効果があり、その維持保全や競争力維持に関する費用、市場における陳腐化の避けられない等の所有コストを総合的に考える限り、一般論としては、いわゆる不動産バブル絶頂期に広く誤認されていたような有利な運用手段というわけではなく、不用意に手をつければむしろ財務上の硬直化の原因となりかねないことは明らかである。

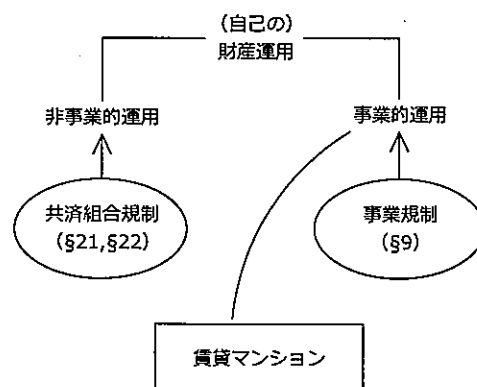
したがって、森林組合がその余剰土地を駐車場として賃貸するとか、その事務所建物の一部を経済的に合理的な判断として賃貸する等のことは別として、事業に対する投資等を行ってもなお生じる余剰の運用手段に窮するなどの特別な理由を背景としてリスクの低い投資信託等の金融商品等で「運用」といったことでもない限り、ことさら賃貸マンション等の流動性の低い物件を建設あるいは取得し、あるいは漠然とした転売目的をもって土地を取得保有するといった意味での、いわば“片手間での資産運用”は、そもそも森林組合としての性質上から相当の制約があり、あえて行うときは、その森林組合を制度目的及び組合員の客観的な利益から退行させ、かえって不必要な資産リスクにさらすことになるものと考えられる。

共済組合の財産運用に対する特別の規制は、非共済組合にあらゆる財産運用を奨励するか、財産運用一般を森林組合制度の枠外とする効果を持つものでもない。そもそも、「事業」というものの自体が自己の「財産の運用」の一つであり、森林組合法の場合、可能な事業を列挙する方式で事業規制がある。そして、「財

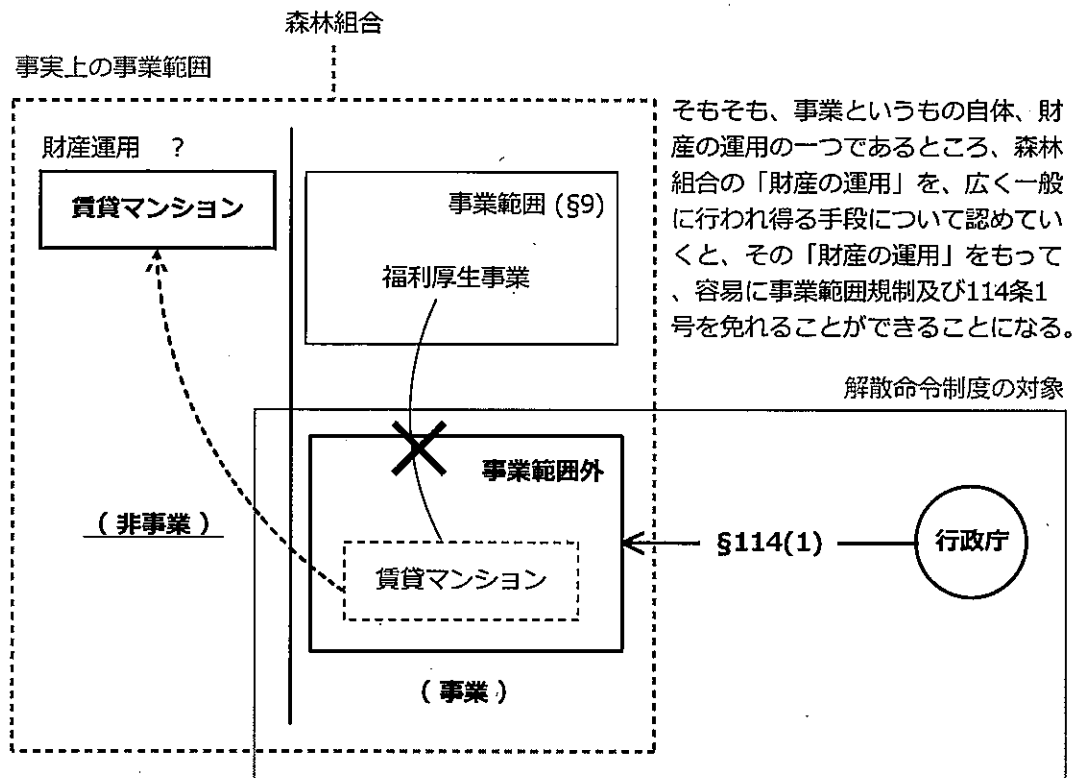
産の運用」のうち、いわば財産の事業的な運用については、すでに事業規制（§9）を通じて規制されていることになり、非事業的な運用は、森林組合としての一般的な限界のもとで、共済組合の場合にはさらにその共済事業にかかる財産の運用につき、（原則として）ごく限られた金融商品としての運用に制限されているという関係にあるものと考えられる。したがって、マンション賃貸のような、財産の事業的な運用は、森林組合法の下ではそもそも事業規制にかかっているものと考えられる。

所得税基本通達 法 26 条（不動産所得）関係 26-9 によれば、少なくとも「貸与することのできる独立した室数がおおむね 10 室以上」ある場合は、税法上形式的に事業的規模として扱われ、特に反証がない限りは「社会通念上事業と称するに至る程度」という実質的判断による判定を省略されている。したがって、森林組合として特に事業ではないと主張せず、対外的に事業として運用しつつ、一方では、森林組合法上の規制に対しては事業ではないとすれば、この点においても財産運用の事業性を森林組合が自由に操作できることとなってしまうことになる。したがって、税法上の認識の観点からも、その税法上の要件を満たす限り、マンション賃貸は事業的運用ひいては事業規制にかかる事業に他ならないと考えざるを得ず、実際に税法上事業的規模として取り扱いを受ける場合は、森林組合の認識としても社会通念上事業として行うものであることを明示することになるから、ますます事業に他ならないこととなる。

したがって、仮に、森林組合が“いわゆるマンション賃貸”を行う場合は、単身用 10 室未満のマンション 1 棟の賃貸などのごく小規模なものでもない限り、事実上、「森林組合の事業」としての位置づけで行われることとならざるを得ず、本照会にかかる複合型マンションの賃貸（室数 20 超）にあつては、森林組合法上の事業範囲規制の下で判断にかかるものと考えざるを得ない。



また、こうした種類の運用をもって、ことさら森林組合における「財産の運用」であるとするときは、単にあらゆる投資を主観的に「財産の運用である」と位置づけるだけで、事実上、森林組合が行うことができない事業を行うことができてしまうこととなる。たとえば、森林組合法が 9 条に列举するように、共同利用施設の設置 (§9[2](5)) に当たらない施設を事実上の事業として投資する手段として、それを単なる「財産の運用」であると位置づけてしまえば、容易に法定の事業範囲外の事業を行うことができてしまうこととなり、後の善管注意義務違反等の可能性は別として、およそ事業範囲規制としてはその機能を喪失する致命的な解釈となってしまうものと考えられる。



以上